

令和2年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第17日（令和2年12月23日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」  
から議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」  
までの議案16件を一括議題  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹 | 佐野舞君 | 主幹 | 田村友妃子君 |
| 主事補 | 岡田大知君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                        |         |                                          |         |
|------------------------|---------|------------------------------------------|---------|
| 市 長                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                    | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 戎井 大城 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員               | 西原 貴樹 君 |
| 企 画 財 政 課 長            | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長   | 中津 健一 君 |
| 危 機 管 理 課 長            | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                                    | 宮上 眞澄 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長   | 味元 博文 君 | 健 康 推 進 課 長                              | 山下 育 君  |
| 福 祉 事 務 所 長            | 井上 美樹 君 | 市 民 課 長                                  | 中津 恵子 君 |
| まちづくり対策課長              | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長                              | 二宮 眞弓 君 |
| 国 立 公 園 *<br>ジオパーク推進課長 | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長       | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                | 吉永 敏之 君 | じ ん け ん 課 長                              | 早川 聡 君  |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長    | 岡田 旭生 君 | 収 納 推 進 課 長                              | 谷崎 清 君  |
| 教 育 長                  | 弘田 浩三 君 | こ だ も 未 来 課 長                            | 伊藤 牧子 君 |
| 生 涯 学 習 課 長            | 田村 五鈴 君 | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 亀谷 幸則 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和2年土佐清水市議会定例会12月会議第17日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」までの議案16件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） 皆さんおはようございます。予算決算常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和2年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概

要と結果について報告いたします。

1、議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、2款1項11目情報企画費について

情報通信基盤整備事業費補助金について、委員から、下川口・貝ノ川地区及び足摺岬・窪津地区の事業実施が同じ時期とのことだが、下川口・貝ノ川について現在の状況はどの質疑に対し、執行部の説明によりますと、現在、事業者から国へ補助金の申請中であり、事業着手については至っていないとのことであります。

また委員から、事業スケジュールについての質疑に対し、執行部の説明によりますと、国の補助金の交付決定が12月から来年1月にかけての予定であり、交付決定後に事業に着手し、サービス開始は下川口・貝ノ川・窪津・足摺岬・松尾地区の全てが令和4年3月を見込んでいるとのことであります。

加えて委員から、コロナ対策として国の補助制度の要件が緩和されたことにより、事業を1年前倒しすることができるようになったと理解しているが、要件緩和というのは何が変わったのかとの質疑に対し、執行部から、これまでの国の補助制度では単年度で事業を終える必要があり、本市のような整備地区が広い自治体では事業を年度内に終えることができなかったが、今回はコロナ対策により、緊急に情報通信基盤を整備する必要があると国が判断し、令和2年度に限り、繰越明許費が認められたもので、本市も広範囲な未整備地区の整備に国の補助金を活用することができるようになったとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、6款1項1目商工振興費について、とさしみず地域電子通貨めじかについて、委員から、この制度は前回に続いて5,000円分のポイントが入るとのことだが、使用中のカードがそのまま使えるか、期間や今後の利用方法についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、今回の付与予定期間は令和3年2月1日の正午から3月末までで、10月に配布済みのカードはそのまま使用が可能となっている。既に10月以降にカードをまとめたりスマートフォンに切り替えている方については、切り替えた方もしくはまとめた方に付与することを考えている。

今後の展開については、観光客にも使えるようなカードとして12月からShimizusaportersカードを発行している。これは市民だけでなく、観光客等に本市で買物をしていただくという仕組みを強化していくということ、今回の旅行券事業でもめじかカードを活用していこうと考えている。今後、庁内でもめじかカードを活用できるような仕組みをつくっていきたいとのことであります。

また別の委員から、来年2月1日から3月末までの間に5,000ポイントが入るのか、3月

末までに5,000ポイントを使い切る必要があるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、2月1日時点で一斉に5,000ポイントを付与し、3月末までに使用しないとポイントは失効してしまうとのことであります。

委員から、例えば入院などで本人がカードを持って買物に行けない人にも配布されているが、家族の方などが持って行っても使えるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、使用は可能とのことであります。

委員から、配布を受けた市民がめじかを使わずに亡くなった場合はどういった対応をするのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、異動の確認ができるので、その時点でポイントは失効という形を取っているとのことであります。

委員から、国からの予算でポイント分を付与しているが、失効したポイントは国に返すことになるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、失効したポイントについては返すことになるが、全体では今チャージにプレミアムポイントをつけている事業が始まっており、チャージをするという補正予算も計上している。随分使用されており、全体の中で経費をやりくりしているため、その部分で調整していきたいとのことであります。

委員から、亡くなった場合に失効する理由はどの質疑に対し、執行部の説明によりますと、あくまで個人に給付という形を取っており、亡くなられた方については、その方がいないという判断の下で失効という形を取るとのことであります。

さらに委員から、失効ではなく、ある一定期間を設けて周知し、亡くなってから2週間以内であれば家族の方にポイントを移すなどの対応は考えていないのかとの質疑に対し、執行部から、現時点では期限についての決まりはないが、一定期間は失効せず、その間に使われているケースもある。これまで死亡した場合は失効するというのを伝えてきているので、なるべくその期間中に使っていただきたいとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第81号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」

議案第82号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

議案第83号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

議案第84号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」

以上、4件については特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 次に、総務文教常任委員会委員長、弘田 条君。

（総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（弘田 条君） 令和2年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第94号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、令和2年6月29日に指定管理者選定委員会を開催し、選定方法や指定期間について検討を行い、公募により選定することを決定し、9月1日から9月30日までの1か月間募集を行った結果、申請団体は特定非営利活動法人スポーツクラブスクラム一団体のみであった。令和2年10月22日に指定管理者選定委員会を開催し、プレゼンテーションを実施し、スクラム理事長から申請書類に沿って管理・運営・今後の取組について説明を受けた。次期指定期間の5年間の取組として、第2期高知県スポーツ推進計画施策の柱であるスポーツ参加や競技力の向上をはじめ、市民がスポーツを始めるきっかけづくりとなる教室の開催や健康増進に資するためのスポーツ環境の整備、スポーツ教室や各種大会を継続して実施していくとの提案がありました。

審査の結果、基準を上回る評価があり、令和3年度から令和7年度までの5年間、社会体育施設の指定管理者候補を特定非営利活動法人スポーツクラブスクラムとすることを選定委員会において決定したとのことであります。

委員から、スクラムについては高い評価をしているとの意見があり、また別の委員から、この社会体育施設の場合は指定管理期間が5年間、万次郎足湯は3年間となっているが何か決まりがあるのかとの質疑に対し、執行部から、基本的には本市は3年と5年にしている。それぞれの状況に応じて施設の管理体制やそこで雇用されている職員の状況などを総合的に判断して選定委員会で決定しているとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第86号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第87号「土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第91号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、3件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） おはようございます。令和2年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」

執行部の説明によりますと、本条例は制定から20年余り経過しており、その間に人権を取り巻く社会情勢というのは大きく変化している。また、新たな人権課題も増えている状況であり、平成28年には障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の人権三法が施行され、近年、差別の解消や人権施策の推進に向けた法整備が進んでいる。こういったことから、法令等の趣旨に即して、さらに充実した施策を推進するために、前文、また、人権を尊重する社会づくり行動計画を定めるなどの条文を追加して改正するものとのこととなります。

委員から、あらゆる人権に関する問題への取組の中で同和問題が前に出過ぎている感じを受けるが、条文の中で同和問題を前に出す理由についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、全ての人権侵害について同和問題だけを特別視して施策を展開しているわけではなく、県の方針でも、同和問題から女性、子供ということにつながっており、本市も、「同和問題をはじめ」ということで記載しているとのこととなります。

また、委員から、同和問題というのは、あらゆる人権問題があるうちの1つの問題なのに、あえて同和問題を前に出すことがいいのか、ほかの人権侵害と同等に扱うべきではないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、同和問題は日本の社会の中で歴史的につくられてきた身分差別により、長い間、経済的、社会的、文化的に低位な状況に強いられてきた我が国固有の人権問題である。確かに賤称語を使うような差別は少なくなっているかもしれないが、インターネット上での悪質な書き込みでは部落問題に対するデマや偏見、差別的な情報が圧倒的な量で発信されてきている状況にあり、この同和問題を全く知らない方たちがそういった偏見やデマを見ると、それに大きく影響される、今でもそのような状況にある。それぞれの人権課題については、一つ一つ大切だというふうに思う。その上で、この条例の提案をしていることを御理解いただきたいとのこととなります。

さらに、委員から、人権侵害は市民一人一人に関わってくることなので、パブリックコメントを実施すべきではないかとの質疑に対し、執行部から、この件に関しては人権に関する有識者の方と行政の職員で組織している人権を尊重する社会づくり協議会で、1つの市民代表という形の中、議論をいただいている。さらに、副市長を本部長とする庁内の課長全員の会である人権同和行政推進本部会議の双方でこの内容についての検討をして、そういう経過の中で作成したため、パブリックコメントを行うということは考えていないとの説明があり、了承い

たしました。

2、議案第89号「土佐清水市ふるさと水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、本条例は平成6年1月1日から施行されており、1,000万円の積立てにより基金の設置を行っている。今回の一部改正の概要としては、現在制定している条例では利子のみしか財源として充てられないため、基金本体も柔軟に活用できるよう、処分について一部改正を行うものとのこととあります。

委員から、条例改正をする理由は何かとの質疑に対し、執行部から、この基金については県内34市町村中26市町村が設置しているが、どの市町村もこの基金はほとんど塩漬けの状態、なかなか活用されていない。本市においても多面的機能支払交付金の負担部分として、主に農道や水路の維持管理に充て活用するために、この処分について一部改正を行うものとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、万次郎足湯は平成21年4月から、あしずり温泉協議会が指定管理者として施設の管理運営に当たっており、足湯をあしずり温泉郷のシンボル施設として、温泉・宿泊施設が一体となった観光PRに活用し、足摺岬や本市の観光誘客につなげてきた。来年3月末で指定管理期間満了となるため、今年7月20日の指定管理者選定委員会で、令和3年4月からの指定管理については公募しない決定をし、10月28日付であしずり温泉協議会から指定管理の継続について申請書の提出があった。

これに伴い、11月17日開催の指定管理者選定委員会に温泉協議会会長の出席を求め、現在の管理状況や今後の計画の説明を受け、会長退席後の選定委員会で令和3年4月から3年間指定管理者となるべき団体の候補として選定されたため、議案として提出しているとのこととあります。

委員から、公募をせずに決定したとのことだが、公募をして業者を比べながらいいサービスにつなげるべきではないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、この足湯は当初からあしずり温泉郷のシンボル施設として整備され、その当時から温泉協議会が活性化につなげるという目的意識をもって管理をしてくれていたため、当協議会が最適だろうと判断し、公募をせずに継続との結論に至ったとのこととあります。

また、委員から、問題や観光客からのクレームはなかったかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、館内が無人のときもあり、案内ができなかったという話をいただいたこともあったが、それ以後、可能な限り代替の人を置くなどして対応している。また、クレームではないが、コロナが一度落ち着き、一斉に動き出した9月の連休に超過密になるほどのお客様がお

いでになり、これではコロナ対策の対応が不十分との判断で、9月会議で改修について修繕料を提案し、県の補助金が決定次第、対応したいとのことであります。

さらに、別の委員から、何度か行ったが建物が古いということもあり、掃除がきちんと行き届いておらず、ロッカーや備品も老朽化していると感じた。市が支援し、清潔感のある施設にするべきだとの意見に対し、執行部から、水道の不備や排水の故障もあるので早急にしっかりと対応をしていきたいとの説明があり、了承いたしました。

4、議案第88号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第90号「土佐清水市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第92号「土佐清水市特別養護老人ホーム事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第93号「土佐清水市特別養護老人ホーム福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、4件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第85号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時43分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君登壇）

○7番（岡本 詠君） 議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」に対する反対討論。

私は、議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」に対して、反対の立場で討論をいたします。

この議案に対して反対する理由としては、まず、条例の条文が人権課題の一部、同和問題を前面に出した内容となっていることです。

具体的に申し上げますと、例えば第1条（目的）の条文はこのようになっています。

「この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、基本的人権が尊重される社会づくりのため、市及び市民の果たすべき責務を明らかにするとともに、施策の方針に関し必要な事項を定め、同和問題の早期解決のため部落差別の撤廃とあらゆる人権に関する問題への取組を積極的に推進し、もって真に人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする」。

また、第4条（施策の推進）においては、「市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権を尊重する社会づくりをめざし、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権を尊重する社会づくり行動計画を定めるものとする」。

第2項の（3）では、「同和問題並びに女性、子ども、高齢者、障がい者、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認、その他の人権に関する分野ごとの施策」と、このような条文になっているわけですが、この条例案の中で私が違和感を覚えるのは、まず第1条で、「同和問題の早期解決のため、部落差別の撤廃とあらゆる人権に関する問題への取組を積極的に推進し」とありますが、あらゆる人権に関する問題よりも、「同和問題の早期解決のため部落差別の撤廃」という言葉が先に出て協調されているところ、また、第4条第1項では、「市は部落差別をはじめ、あらゆる差別をなく

し、人権を尊重する社会づくりをめざし」と続いています。こちらも同じく、「部落差別をはじめ」という言葉が先に出て、その後「あらゆる差別をなくし」というように、「部落差別」という言葉が協調されているところ。そして、同条第3項では、「同和問題並びに女性、子ども、高齢者」と続いています。こちらも「同和問題並びに」というように、「同和問題」という言葉が前に出て強調されています。

つまり、この条文を普通に読むと、どうしても同和問題及び部落差別を前面に出した条例になってしまっているのではないかと違和感を覚えてしまうのです。

人権問題に関する取組や条例をつくることはとても重要なことだと思うのですが、その内容や取扱いには特段気をつけないとならないと考えています。

この第4条第2項でも挙げられているように、人権問題は部落差別だけではなく、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認、その他様々な人権に関する問題があります。こうやって言葉として発するだけでも私は非常に心が痛みます。

そして、このような人権に関する問題は非常にデリケートで十分な配慮が必要だと考えますが、条例という公に公開されるその条文の中に、同和問題並びに部落差別、そういった言葉をあえて前面に出して掲げることが、果たして人権侵害の真の解決に本当につながっていくのか疑問に思うのです。

私は、人権侵害の問題は、これが先とかこれが重要とか、順位を分けて考えられるものではないと思っています。全ての人権課題を差別することなく、平等に受け止めて取り扱わなくてはならないものと考えています。

ですので、この条例案のように、同和問題、部落差別という言葉が前面に出して協調しているようにとれる条文はやめて、シンプルにあらゆる人権に関する問題という言葉でとどめておくべきだと思います。

次に、このような人権という市民一人一人に関わってくる重要な問題に関する条例をつくるのであれば、必ずパブリックコメントを実施して広く市民の意見を聴き、反映させていくべきだと思います。

以上、このような理由から、私はこの条例案に対して反対したいと思います。議員各位には、私の考えに御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、通告がございますので発言を許します。

2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君登壇）

○2番（弘田 条君）　議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定につ

いて」、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正では、前文が新設されています。前段では、世界人権宣言の理念や憲法における法の下での平等、基本的人権の保障、そういう理念を基に、「すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである」と明記され、しかしながら、現実社会には様々な人権侵害の問題が依然として存在していること、また、人権を取り巻く社会情勢が変化し、新たな人権課題も増えている状況であること、差別の解消などの法的整備が進んでいること、そして、「様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さないという意思と行動を示し、そして一人ひとりの違いや生き方を認め合い、自由で開かれた共生社会の実現を目指し、人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意する」と、私たちの目指すべきところなど、今回の改正の必要性がしっかりと明記されているものと評価しております。

私は、全ての人権問題について、ひとしく重要な課題であり、取り組まなければならないと考えておりますが、それを前提に今議会においては同和問題についての議論が多くあったように思います。

そういったことから、いま一度、部落差別とはということを考えますと、我が国固有の人権問題であり、その歴史は長く、経済的、社会的、文化的に低位の状況に強いられ、今なお結婚や就職など日常生活で様々な差別を受けるなど、差別が解消した過去のものとは言えず、部落差別解消推進法の第1条にもあるように、情報化の進展に伴って、状況の変化とともに意識や事象が変化してきており、教育啓発活動を行っていく必要があると考えています。

また、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法など差別の解消の法的整備が進んでおり、土佐清水市として、この変化に対応していく必要があることから、今回の条例改正を行い、人権を尊重する社会づくり行動計画を改定するとともに、その運用、効果、改善にも努めていく、そういう意思のある条例であると認識しており、必要不可欠な条例改正であると認識しております。

以上のことにより、私は議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」、賛成いたします。

○議長（永野裕夫君） 続いて、通告がございますので発言を許します。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君登壇）

○10番（前田 晃君） 会派市民のこえの前田晃です。私は、議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」に対して、反対の立場で討論を行います。

まず初めに、私は基本的人権を尊重する日本国憲法の理念に基づき、本市が条例を制定して、

誰もが幸せに暮らすことのできる人権保障のまちづくりに取り組むことは大いに必要なことだ、結構なことだと考えております。

しかしながら、今回提出されています議案第85号は、人権を尊重する社会を掲げながら真の人権尊重には程遠い条例であると言わざるを得ません。

反対する1つ目の理由は、この条例が同和問題を特別扱いしていることであります。同和の特別対策が終了し、部落問題についての誤解や偏見が薄れている中で、再び同和問題を特別扱いすることは、新たなわだかまりを生み、人権問題全般への影響はもちろん、とりわけ解消過程にある部落問題の解決にとって大きな障害となることは明らかだと思います。

反対する2つ目の理由は、この条例には制定の根拠がないということです。執行部答弁によりますと、本市での人権侵害はこの20年間で同和問題に関わる事例が4件（差別落書き3件、差別発言・差別表示1件）、この4件のみで、他の人権課題での事例は確認されていないということでした。しかもこの事例4件中3件の差別落書きは、誰がどんな目的で書いたか不明で、人権侵害の事例として取り扱うには疑問が残ります。結局、残る差別発言・差別表示の1件がこの20年間で本市で把握できた唯一の人権侵害の事例ということになり、これでは11にも及ぶ人権課題を網羅する条例制定の根拠としては余りにも不十分だと言うほかありません。

反対する3つ目の理由は、執行部の人権についての理解が一面的だということです。人権を法の下での平等（14条・平等権）に限定をし、差別問題と市民間の意識の問題に矮小化する致命的な誤りがあると思います。人権は差別や市民間の意識の問題だけではありません。人権を国家権力との関係で総合的に捉える視点に立たなければ人権を正しく理解したことにはならないのではないのでしょうか。

反対する4つ目の理由は、条例の根拠となっています部落差別の解消の推進に関する法律の附帯決議を執行部が軽視していることです。附帯決議のいいます過去の民間運動団体の言動に起因する部落差別の解消を阻害する要因への対策をしっかりと講じなければ、条例を運用する際に新たな差別を生むことにもなりかねません。

最後に、同和問題の解決には同和優先の別枠の特別行政ではなく、通常の一般行政の中で他の人権課題と同列で取組を進めていくことが必要であり、それが求められていると思います。

同和問題を特別扱いする議案第85号では、人権を尊重する社会を実現するどころか、かえって人権問題をとりわけ部落問題を未解決のまま、いつまでも残すことになるのではないかと私は考えます。

以上の理由によりまして、議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」に対する反対の意思を表明しまして、反対討論を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)について」、議案第81号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、議案第82号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第3号)について」、議案第83号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」及び議案第84号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第2号)について」の補正予算案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第80号から議案第84号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手多数であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号「土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号「土佐清水市ふるさと水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号「土佐清水市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号「土佐清水市特別養護老人ホーム事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号「土佐清水市特別養護老人ホーム福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」並びに同意案第4号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第1号、第2号及び第3号並びに同意案第4号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から同意案第4号までを日程に追加し議題とすることに決しました。

諮問第1号から同意案第4号までを議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました諮問第1号、第2号、第3号及び同意案第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、第2号及び第3号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

諮問第1号は、人権擁護委員として基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等に御尽力を賜っております、東博之氏が令和3年3月31日をもって任期満了となります。

東氏は平成30年4月から同委員として、年々複雑多様化する人権問題の相談役として献身的に御尽力を賜るなど、人格・識見とも最適任者と考えており、引き続き候補者として推薦したいと存じます。

次に諮問第2号は、人権擁護委員として御尽力を賜っております、弘畑眞百合氏が令和3年3月31日をもって任期満了となります。弘畑氏は平成24年1月から同委員として献身的に活躍され、長きにわたり御尽力を賜ってまいりました。この間の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任に出口里奈氏を推薦いたしたいと存じます。出口氏は保育所や小学校勤務を経て、令和2年3月末まで教育センターにスクールソーシャルワーカーとして勤務され、広く社会の実情に通じ、保育や教育現場で培われた経験と識見は人権擁護委員として適任であると考えております。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員として御尽力を賜っております、福重百合架氏が令和3年3月31日をもって任期満了となります。福重氏は平成30年4月から同委員として献身的に活躍され、御尽力を賜ってまいりました。この間の御労苦と御努力に対しまして心からの敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任に中沢義幸氏を推薦いたしたいと存じます。中沢氏は高知県公立学校教員に採用後、本市をはじめ、幡多地域の小・中学校で教鞭を執られ、足摺岬小学校を最後に退職されました。その温厚な人柄と識見は人権擁護委員として適任と考えております。

なお、人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものであります。

次に、同意案第4号は、土佐清水市教育委員会委員の任命についてであります。平成26年10月から同委員として御尽力を賜っております、山本周氏が本年12月23日をもって任期満了となります。この間における同氏の御労苦と御努力に対しまして心からの敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任として増田百恵氏を任命いたしたいと存じます。増田氏は土佐清水市少年補導センターママの会や清水小学校PTA副会長や女性役員を歴任され、その経験と識見は教育委員として最適であると考え、御提案する次第であります。

なお、教育委員会委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会にお諮りするものであります。

どうか、御答申・御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

諮問第1号から同意案第4号までの4件について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

諮問第1号から同意案第4号までの4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から同意案第4号までの4件について、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、諮問第1号は同意することに決しました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、諮問第2号は同意することに決しました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、諮問第3号は同意することに決しました。

次に、同意案第4号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」、同意の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、同意案第4号は同意することに決しました。

次に、議会運営委員会委員長から議案質疑の発言に関する審議内容について報告いたしたい旨の申出がありましたので、発言を許します。

議会運営委員会委員長、谷口佳保君。

(議会運営委員会委員長 谷口佳保君登壇)

○議会運営委員会委員長(谷口佳保君) 12月14日に行われた議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」の議案質疑に関する審議内容について御報告いたします。

質疑における発言の一部に差別を誘発・助長させている発言があるとの御意見が傍聴された方からありましたので、じんけん課を通じ、提起者に聞き取りした資料と発言部分の内容を基に取扱いについて審議を行いました。

委員から、最初に本市の例を挙げて他県の運動団体の事例を挙げるということは誤解を生むのではないかと、また、傍聴に来られた方がこのように捉えて御意見をいただいたということは、

議員にその意図がなくても、聞いた側が善処してもらいたいということであり、これが本当に市民の声だと思う。議員はこれに対して真摯に対応しなければならないと思うとの意見がありました。

当該議員から、「私の発言の意図は差別落書きは誰が何の目的で書いたのか分からない落書きなので、差別事象として特定することは疑問がある」とのことです。また、「私の発言で傷ついた方がいるとすれば申し訳ないが、同じ発言で同感してくれる方もいる。議員の発言についての市民の受け止め方は様々であり、このような形で差別発言だとして断定することについてはどうかと思うし、自由な議論ができなくなり、議会活動も制約される。同和問題でも自由な発言が必要だと思う。今回の発言については差別発言だとは思っていないし、撤回するつもりもない。見直しするつもりも全くない」とした上で、「この提起者に誠実に話をしたい」、また、「自己の責任で対応したい」とのことでした。

協議の結果、この問題につきましては傍聴者から頂戴した意見であり、議会運営委員会といたしましては最終判断は議員自身で決定することと決定いたしました。

翌12月18日、執行部から議案質疑におけるユーチューブ配信の一時停止の要請を受けましたので、再度、議会運営委員会を開催いたしました。執行部から要請に至った経過について説明がありました。

説明によりますと、14日の質疑のユーチューブを見た方からの提起がじんけん課にあり、執行部として精査する中で間違った認識をされるおそれがあるので、配信中のユーチューブについて一時的に停止を求めるものとのことでした。

質疑で傍聴席から提起があって議会の中で議論されていることは十分承知しているが、一時的停止というのは議会の議論が決定するまでの間、早い段階から議会の議論が済むまで配信を停止していただきたいとの要請であります。

審議の中で、当該議員から「議員の発言の自由の範囲だと思う。それをユーチューブで公開していくことは大事だと思っている。ユーチューブで公開することは市民への責任でもある」との意見がありましたが、市民から前述のとおり御意見いただいていることを踏まえ、採決の結果、議案第85号の議決結果が出る本日23日まではユーチューブの配信を一時停止することと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長…

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

- 7番（岡本 詠君） ちょっと聞きたいことがあるんですけど。
- 議長（永野裕夫君） 質疑ですか。
- 7番（岡本 詠君） 質疑ではありません。議長に対しての議事進行です。
- 議長（永野裕夫君） 僕ですか。
- 7番（岡本 詠君） はい。
- 議長（永野裕夫君） 受け付けません。議長に対しての質疑は。
- 7番（岡本 詠君） 議事進行です。
- 議長（永野裕夫君） どうぞ。取りあえず、どうぞ。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 一般質問の初日、前田議員の質疑の中で、私、議事進行をかけたして議長に対して質問しています。そのときの議長の対応が、今、前田議員の質疑中だから後でしますという答弁だったと思いますが、これ、いつ回答いただけるのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） この問題につきましては、前田議員の中の質疑で完結いたしまして、その後、岡本議員から議事進行の手が挙がってきておりませんので、そのまま流しました。この件については以上です。

どうぞ。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 議長のほうから、後でということ私待ってたんですけど、そうしたら私が手を挙げなかったもので、その件はもうなしということですか。

○議長（永野裕夫君） そうです。

○7番（岡本 詠君） 議長としての説明責任を果たしてないですし、あのとき私が言ったのは、前田議員の質疑の中でどの部分が自分の意見が入っているのか、もう一つ、議長が私の議事進行を却下しましたが、その却下する理由について説明してください。

○議長（永野裕夫君） この件については議会運営委員会を開いてください。

○7番（岡本 詠君） じゃあ、議運開いてください。

○議長（永野裕夫君） 直ちに議会運営委員会を開いてください。

暫時、休憩いたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時53分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会

議規則第111条の規定により、それぞれお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) どうぞ。

(10番 前田 晃君自席)

○10番(前田 晃君) 議長ね、先ほど休憩を取って議運で岡本議員の議事進行について話をしましたよね。その報告をね、ぜひしていただきたい。傍聴の皆さんもね、なぜ止まったのかと、話した結果はどうかと、そんなことを思っていると思いますので。

○議長(永野裕夫君) はい、分かりました。

議会運営委員会委員長、先ほどの委員長報告ではありませんが、先ほどの論議を少し説明していただけたらと思います。自席で構いません。

(議会運営委員会委員長 谷口佳保君自席)

○議会運営委員会委員長(谷口佳保君) 報告いたします。

先ほど、議会運営委員会の中で岡本議員の議事進行について話し合いました。

議事進行につきましては、直ちに処理を必要とするものとされておりまして、議長が議事進行については必ずしも許可しなければならないものではないということもありますので、今回の岡本議員の議事進行については議長の裁量権の中で行われたということで、今後につきましては、議事進行がかかった場合は議会運営委員会を開催しながら議会運営委員会でその都度話し合いながら進めていくということに決定いたしました。

○議長(永野裕夫君) 前田議員。

(10番 前田 晃君自席)

○10番(前田 晃君) おおむねそういう話でしたけれども、その議運の中で議長の説明責任のお話も私のほうから出させていただいたんですけれども、その点についてちょっと抜かっているように思いますので、議長のほうからお話をしていただけますか。

○議長(永野裕夫君) 岡本議員の議事進行の中で、お互いのある程度勘違いといいたまおう

か、ある程度の意見の相違があったというふうに思っております。

ですから、そのことについてしっかりと先ほどの議会運営委員会では説明させていただきました。そして、今後についての議事進行の取扱いについてはもう少し慎重にしていくということで、それで御指摘を受けておりますので、今後はそういう形で議事進行についての対処の仕方を考えていくということになりましたのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

(10番 前田 晃君自席)

○10番(前田 晃君) 先ほどの議運の話の中で、やっぱり議長の職として議事運営するに当たって中立公正で対応していただきたいということで、議事進行の取扱いについて、今委員長のほうから話がありましたけれども、緊急性を要すること、そして議長が判断するということがよく分かりました。

しかしながら、議員との間のね、十分な意思疎通が私はできていないというふうに思うんです。そこをやっぱり議長が十分に配慮をして、議長が一番経験年数もあるんですから、そこはやっぱり説明を尽くしていただきたいというお話もして了解をされたように思うんですけれども、その点もう一回お話をしていただきたい。

○議長(永野裕夫君) 今、前田議員がおっしゃったとおりでございますので、これ以上の話を私が繰り返す必要はないと思います。そのことについて、今後対処していくということですので御了解をお願いいたします。

○10番(前田 晃君) はい、分かりました。

○議長(永野裕夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 御苦労さまでした。閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和2年1月24日に開会した土佐清水市議会定例会も本日をもって閉会いたしますが、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大にさいなまれた年でありました。百年に一度の国難と言われ、市民生活の大きな不安と経済的な影響が出る中で、国の地方創生臨時交付金を最大限活用し、懸命に感染症拡大防止策や経済対策、子育て世代と高齢世帯への支援策に取り組んだ1年でもありました。その結果として、市民の皆様の御協力により、現在まで1人の感染者も確認されておられません。改めて市民の皆様には心より感謝申し上げます。

しかしながら、全国的には第3波による新規感染者数や重症患者数は過去最多を更新する

日々が続いており、高知県においても特別警戒が発令されている中で感染者が大幅に増加し、いまだ収束の見通しが立たない状況にあります。

この非常時に対して、引き続き強い危機感を持って新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底と本市経済の活性化に向けた施策に全力で取り組まなければなりません。併せて人口減少のもたらす負の連鎖をはじめとする土佐清水市の抱える課題に正面から立ち向かわなければなりません。

このような中、コロナ禍による感染リスクの高い政務を含む後援会活動は一時自粛し、公務に専念してまいりましたが、多くの市民の皆様より励ましの言葉とともに3選出馬を要請されてきました。その声を背に、これまでの2期8年間の経験を生かし、もう一度初心に立ち帰り、市民の命と健康、そして暮らしを守るため、粉骨砕身、全力で市勢発展に向けて取り組むことを御誓いし、土佐清水市長選への3選出馬の決意表明とさせていただきます。

最後になりますが、年末年始の帰省や旅行などについてお願いいたします。人の移動に伴い、新型コロナウイルス感染症が拡大するおそれがあることから、不要不急の帰省などはできるだけ控えていただくようお願いいたします。家族と相談して帰省すると判断した人は、帰省前の体調管理をしっかりと行った上で、感染防止対策を徹底してください。特に高齢者の方や持病をお持ちの方は重症化のリスクが高いと考えられますので、帰省された後はそういった方々との接触をできる限り下げる、感染リスクをできるだけ下げることなどの御配慮をお願いいたします。市民の皆様の大変な命を守るために、御家族の大変な命を守るため、御不便をおかけしますが、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様、そして土佐清水市にとりまして来るべき新しい年が輝かしい1年となりますよう、心から御祈念をいたしまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年1月より議会がスタートいたしまして、本日をもって令和2年度の通年議会を閉会いたします。本年は何といたしましてもコロナ感染症が猛威を振るい、今なお収束のめどが立たない厳しい1年でありました。土佐清水市議会においても感染防止のために、議員はもとより執行部の皆様にも多大なる御協力をいただき、感謝をいたすところであります。

今後もコロナ感染症という人類に与えられた試練の下、今はウィズコロナを意識し、多様化する市民生活のニーズに応えるべく、議会と執行部が二元代表制を担う役割を果たしていかなければなりません。

本年は議会といたしましても予算関連条例など、当面する本市政の諸案件を審議いただき、それぞれ妥当・適切な結論を得て通年議会が議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力のもと深く感謝を致すところであります。

今年も残り僅かとなりました。これから年の瀬に向け、寒さも厳しくなっ来てまいります。皆様、またインターネット中継を御覧の皆さん、くれぐれも健康、またコロナ感染に御留意をなされ、輝く明るい新年を迎えられますよう心から御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和2年度土佐清水市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって令和2年土佐清水市議会定例会を閉会いたしたいと思ひます。

これに御異議の方はござひませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本日をもって令和2年土佐清水市議会定例会を閉会することに決しました。

これをもちまして、令和2年土佐清水市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでござひました。

午後 0時05分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員